

国立大学法人東京農工大学契約事務取扱規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(随意契約による予定価格)</p> <p>第31条 契約担当役等は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第8条に準じて、予定価格を定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計規則第33条ただし書きにより、次に掲げる随意契約については、予定価格の作成を省略することができる。</p> <p>(1) 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていることその他特定の取引価格(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 予定価格が500万円を超えないと見込まれる随意契約で、契約担当役等が書面による予定価格の作成を省略しても支障がないと認めるとき。</p> <p>(3) その他契約担当役が予定価格の作成の必要がないと認めたとき。</p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第32条 契約担当役等は、随意契約によるときは、<u>なるべく二者以上から</u>見積書を徴し、見積金額、見積仕様、見積納期等を勘案して、最も有利な見積書の提出者を契約の相手方とするものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>(随意契約による予定価格)</p> <p>第31条 契約担当役等は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ第8条に準じて、予定価格を定めなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、会計規則第33条ただし書きにより、次に掲げる随意契約については、予定価格の作成を省略することができる。</p> <p>(1) 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていることその他特定の取引価格(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 予定価格が500万円を超えないと見込まれる随意契約で、契約担当役等が書面による予定価格の作成を省略しても支障がないと認めるとき。</p> <p>(3) その他契約担当役が予定価格の作成の必要がないと認めたとき。</p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第32条 契約担当役等は、随意契約によるときは、<u>異なる複数</u><u>の者からそれぞれ</u>見積書を徴し、見積金額、見積仕様、見積納期等を勘案して、最も有利な見積書の提出者を契約の相手方とするものとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は一者から見積書を徴することで契約の相手方とすることができる。</u></p> <p><u>(1) 250万円以下の契約のとき。</u></p>	<p>随意契約における見積書徴収の取扱いを明確化させるための改正</p>

<p>(見積書の徴取の省略)  第33条 契約担当役等は、前条の規定にかかわらず、第31条第2項第2号の場合においては、見積書の徴取を省略することができる。</p>	<p><u>(2) 契約の性質または目的が競争を許さないとき。</u>  <u>(3) 緊急を要するとき。</u>  <u>(4) 競争に付することが不利と認められるとき。</u>  <u>(5) 運送又は保管をさせるとき。</u>  <u>(6) 国、地方公共団体、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人との間で契約をするとき。</u>  <u>(7) 外国で契約するとき。</u>  <u>(8) 業務運営上の特別の事由に基づき契約をするとき。</u>  <u>3 前項第2号から第8号までのいずれかに該当する場合は、別に定める随意契約理由書を作成するものとする。</u></p> <p>(削除)</p>	
--	---	--

附 則 (令和4年8月24日規程第45号)

この規程は、令和4年8月24日から施行する。